

平成20年6月12日
福祉部高齢社会対策課

敬老館の現状と課題について

1 設置目的

(1) 現状

- 敬老館は、60歳以上の「老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする」とされた、国の「老人憩の家」に制度上位置付けている施設である。
- 国の「老人憩の家」については、「老人憩の家の設置運営について」（昭和40年4月5日社老88厚生省社会局長通知）に設置基準や運営基準等の規定がある。
- しかし、「老人憩の家」は、老人福祉法における老人福祉施設ではなく、また、社会福祉法における社会福祉事業でもない。
- したがって、これらの法律に規定された施設や事業ではなく、地方自治体が任意に設置し、運営しているものである。
- 練馬区では、地方自治法に規定する公の施設として、練馬区立敬老館条例を制定している。

(2) 課題

- 「練馬区立敬老館条例」第1条では、次のとおり規定しているが、この条例の中で、目的と事業が明示されていない。このため、施設のあり方や今後の方向性について、区として明らかにする必要がある。

区内に住所を有する満60歳以上の者に施設を提供し、その福祉を増進することを目的として、練馬区立敬老館（以下「館」という。）を設置する。

2 沿革

(1) 現状

- 練馬区では、昭和45年に大泉北出張所に併設した大泉北敬老館を開設して以来、現在11館を整備している。その間、関高齢者センターの開設に伴い、平成7年に関敬老館を廃止、また、練馬福社会館の廃止に伴い併設されていた敬老室を平成14年に高野台敬老館として開設している。
- また、昭和48年に開設した厚生文化会館の敬老室、昭和50年代から整備されてきた地区区民館の敬老室も、敬老館（老人憩の家）の機能を担ってきている。
- 昭和53年の三原台敬老館以降、新たな敬老館を設置していない。その代わりに、敬老室と入浴設備を持つ地区区民館が整備され、現在では、敬老館の2倍以上の21館となっている。

- これらにより、敬老館は、厚生文化会館、地区区民館（高松地区区民館を除く 21 館）とともに、高齢者の地域における自主的ないきがい活動の場として、今日に至っている。
- 一方、平成元年度から老人福祉法上の高齢者福祉施設として、区立高齢者センターを整備し、現在 3 か所設置している。

3 利用対象者

(1) 現状

- 区内に住所を有する満 60 歳以上の者である。
- 利用者は、自らが館での過ごし方を主体的に選択し、カラオケや囲碁・将棋などの趣味活動、風呂やマッサージ等健康機器などを利用している。

(2) 課題

- 利用対象者の中には要介護者も含まれるが、対応できる体制となっていない。利用の制限や対応体制の整備を検討する必要がある。
- 利用者の固定化が見られ、利用者の拡大策が必要である。

4 利用方法

(1) 現状

- 利用するにあたっては、区が発行した「利用証」が必要となる。
- 初めて利用される方は、「利用申請書」を敬老館に提出する。その際、健康保険証などの身分を証明するものと、緊急時に連絡のとれる方の名前・住所と電話番号が必要となる。
- 利用者は来館時に、毎回「利用証」を窓口提出する。

(2) 課題

- 例えば、緊急手術等が必要な場合の同意など、緊急時の対応が円滑に行えるような登録システムにする必要がある。
- 利用者への適切な対応を図るため、利用申請時に、要介護認定情報などを知る必要がある。

5 開館時間

(1) 現状

- 月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時までとしている。

(2) 課題

- 開館時間が必要十分か、検討する必要がある。

6 休館日

(1) 現状

- 日曜日・祝日（「敬老の日」は開館）
- 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末年始

(2) 課題

- 開館日が必要十分か、検討する必要がある。

7 夜間利用

(1) 現状

- 地域活動のため会議や集会を目的とする概ね 10 人以上の団体が、娯楽室等を夜間利用できる。利用にあたっては、使用料を支払う。
- 夜間利用するためには、あらかじめ団体登録が必要である。
- 利用日は日曜日（一部金曜日）、休日、12 月 29 日から 1 月 4 日を除く曜日の午後 6 時から午後 9 時 30 分までである。

(2) 課題

- サークル活動の場として利用を進める必要がある。

8 主な施設

(1) 現状

- 敬老館には、舞台などがある娯楽室、会話や囲碁・将棋などに使用する休養室、男女別の風呂が設けられている。
- 風呂は、木曜日を除く午後 1 時から午後 4 時までとしている。
- また、一部の館には、併設施設と共用している多目的会議室、集会室、教養室といった集会施設も設けられている。
- 施設の老朽化に伴い、大規模改修を計画的に実施している。平成 19 年度には 2 館の大規模改修を実施し、平成 21 年度には 1 館の大規模改修が計画されている。
- 施設の大規模改修にあたっては、段差解消によるバリアフリー化、だれでもトイレの設置、和室から洋室への変更、和式トイレから洋式トイレへの変更、また、2 階にある敬老館においては、エレベーターを設置している。

(2) 課題

- 現状の施設で必要十分か、検討する必要がある。

9 団体利用

(1) 現状

- 60 歳以上の区民で構成される概ね 10 人以上の老人クラブ等の団体が利用できる。団体での利用を希望される場合には、所定の登録手続きと事前の利用申請が必要となる。
- 利用日は木曜日の午前 9 時から正午（延長は午後 2 時まで）までで、娯楽室等が利用できる。

(2) 課題

- 利用できる部屋の拡大や利用時間など検討する必要がある。

1 0 事業実施

(1) 現状

- 区直営館では、平成 18 年度から事業用予算（講師謝礼、材料費等）を配当し、各種教室や講座などの事業を実施している。
- 業務委託および指定管理者の敬老館では、受託事業者が、各種教室や講座などの事業を実施している。

(2) 課題

- 敬老館の役割や方向性に合った事業実施を検討する必要がある。

1 1 他の高齢者施設との関連

(1) 現状

- 高齢者センターは、高齢者の健康、教養および福祉の向上を図ることを目的とする施設であり、敬老館とほぼ同様の目的を持った施設である。
- 地区区民館・厚生文化会館には敬老室があり、地域のコミュニティ施設としての役割と機能を担っている。

(2) 課題

- 敬老館と他の高齢者施設との連携や役割を整理し、地域の高齢者施設として、より有効に活用することが必要である。
- 敬老館・高齢者センター・地区区民館・厚生文化会館は、それぞれ 60 歳以上の方を利用対象としているが、各施設が相互に利用できるような利用登録方法や登録証とする必要がある。

1 2 今後の方向性

(1) 現状

- 昭和 45 年に最初の敬老館を設置してから約 40 年が経過している。この間、区の総人口に占める 60 歳以上の割合は、7%（約 35,000 人）から 24%（約 17 万人）となり、3 倍以上となっている。
- 昨年からの団塊世代の大量退職による地域への還流が始まり、国の高齢社会白書では、これからの高齢者を「前例のない高齢社会の到来にあたり、戦後生まれの団塊世代に代表されるこれからの高齢者は、高齢社会を支える貴重なマンパワー」と位置付けている。
- 高齢者の約 8 割が元気な高齢者と推計されている。このような地域の高齢者が利用する敬老館について、練馬区新長期計画（平成 18～22 年度）では「高齢者の多様な社会参加を支援する施設」、練馬区高齢者保健福祉計画（平成 18～20 年度）では「介護予防事業を推進する施設」と敬老館の今後の方向性を示している。

(2) 課題

- 敬老館は、地域の高齢者の憩いとくつろぎの場という役割に加え、社会参加支援や介護予防の拠点など、新しいサービスを具体的に推進する必要がある。

1 3 敬老館の運営体制・職員配置

(1) 現状

- 区では、「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、敬老館の委託化を順次行ってきている。
- 現在、敬老館の運営形態は、11 館中、区直営 7 館、委託（業務委託 3 館・指定管理者 1 館） 4 館という状況にある。
- 区直営館には、1 館あたり、館長、用務職員 1 名、再任用・再雇用職員（2～3 名）が配置されている。
- 業務委託および指定管理者の敬老館には、専任の館長を配置しているが、区直営館には専任の館長は配置せず、併設施設の長（児童館長）が敬老館長を兼務している。

(2) 課題

- 区では、用務職員の新規採用を停止し、退職補充を行わないため、敬老館職員の確保は困難になると見込まれている。
- 敬老館のあり方にふさわしい運営体制および職員体制とする必要がある。

1 4 敬老館の名称

(1) 現状

- 昭和 45 年に敬老館条例を制定してから現在まで、「敬老館」という名称を使用している。
- 他の区では、敬老施設の名称を変更している区もある。

(2) 課題

- 敬老館のあり方にふさわしい名称とする必要がある。